

○岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員公印規程

平成19年5月1日
広域連合監査委員訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の公印に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の名称等)

第2条 公印の名称、寸法、ひな形、使用区分及び公印保管者は、別表のとおりとする。

(準用)

第3条 公印の保管、使用等の取扱いに関しては、岡山県後期高齢者医療広域連合公印規則（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合規則第6号）の例による。

附 則

この訓令は、平成19年5月1日から施行する。

別表（第2条関係）

公印の名称	寸法 (ミリメートル)	ひな形	使用区分	公印保管者
岡山県後期高齢者 医療広域連合監査 委員印	方 2 1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 岡山県後期 高齢者医療 広域連合 監査委員印 </div>	監査委員名をもってす るとき。	書記
岡山県後期高齢者 医療広域連合代表 監査委員之印	方 2 1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 岡山県後期 高齢者医療 広域連合代表 監査委員之印 </div>	代表監査委員名をもつ てするとき。	書記